

別紙「新旧対照表」

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求する工士のである報酬の基準（平成二十一年国土交通省告示第十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 條	現 行
<p>別添四</p> <p>1. 設計に関する標準業務に附随する標準外の業務 設計受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第19条第1項に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務</u></p> <p>三 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務</u></p> <p>四～八 （略）</p> <p>2. 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務 工事監理受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p>	<p>別添四</p> <p>1. 設計に関する標準業務に附随する標準外の業務 設計受託契約に基づき、別添一第1項に掲げる設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務</u></p> <p>（新設） 三～七 （略）</p> <p>2. 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務 工事監理受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p>

<p>一 (略)</p> <p>二 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務</u></p> <p>三 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務</u></p> <p>四・五 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>三・三 (略)</p>
--	---

改 修 案	現 行
<p>別添三</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随する標準外の業務 耐震改修に係る設計受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第19条第1項に規定する建築物の建築に関する届出に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務</u></p> <p>九 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>3. 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務 耐震改修に係る工事監理受託契約に基づき、別添一第3項に掲げる耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、<u>次に掲げるものとする。</u></p>	<p>別添三</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随する標準外の業務 耐震改修に係る設計受託契約に基づき、別添一第2項に掲げる耐震改修に係る設計に関する標準業務に附随して実施される業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律第73条第1項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための判断に係る業務</u></p> <p>九 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の作成に係る業務</p> <p>十・十一 (略)</p> <p>3. 耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随する標準外の業務 耐震改修に係る工事監理受託契約に基づき、別添一第3項に掲げる耐震改修に係る工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に附随して実施される業務は、<u>委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務とする。</u></p>

<p>二 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務</u></p> <p>二 <u>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務</u></p> <p>三 <u>委託者と工事施工者の工事請負契約の締結に関する協力に係る業務</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--